

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第1 米穀の新用途への利用の促進の意義

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の国内需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、更なる農業従事者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。こうした背景から米については、国内外の需要拡大策、農地の大区画化、スマート農業技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進することとしており、輸出を含めた米需要拡大に向けて、米粉用米等の利用の促進を図ることが重要である。このため、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、米粉用米については、米粉の特徴を活かした新商品の開発や活用方法の情報発信、米粉や米粉製品の製造能力の強化を促進するほか、米粉の加工に適した多収品種の開発・普及等により、コスト低減とこれによる更なる需要拡大を図るとともに、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性向上等を図ることが必要である。

第2 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

1 生産者及び製造事業者等の連携

- (1) 新用途米穀については、生産者、製造事業者及び促進事業者が連携し複数年契約や播種前契約に取り組む等、確実に流通・加工・消費されることが必要である。
- (2) 特に、米粉用米については、需要の拡大に対応できるよう、生産者や集荷事業者等が安定的に供給していくことが重要である。

2 消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

- (1) 米粉用米の需要を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる商品（米粉及びこれを利用した製品等）の開発が必要である。
- (2) 特に、輸入小麦等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、また、グルテンフリーとしての価値のみならず、米粉の特性・機能性を踏まえたより付加価値の高い商品の開発が重要である。
- (3) その際、新たな加工法として、米穀をアルファ化する技術等やパン・麺等に適した品種の開発・研究が進められており、これらを活用した商品の開発により、新たな市場を開拓していくことが必要である。
- (4) また、飼料用米については、これを利用した畜産物のブランド化が進められてきており、こうした取組は重要である。

3 海外における需要の創出

- (1) 米粉用米については、海外に輸出する際に競合する他の製品と比較した国内産米粉及びこれを利用した製品の優位性を活かした需要創出に取り組むことが必要である。
- (2) その際、米粉及び米粉製品の製造事業者に対し、「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」等のグルテンフリーに関する認証制度について、更なる普及に向けた検討を行うとともに、海外の基準等についても情報提供を行っていく必要がある。
- (3) また、インバウンド需要を捉え、米粉を使った新たな加工品を開発・販売していくことも重要である。

4 生産・流通・加工コストの低減

- (1) 新用途米穀の需要に応じた生産を図り、また、生産者等の所得を増大させていくためには、生産コストの低減が重要であり、多収品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。
- (2) その際、米粉用米については、多様な用途に対応した米粉の加工技術の改良、開発及び普及並びに大規模製造ラインに適した米粉の二次加工技術の開発による加工コストの低減に積極的に取り組むことが必要である。
- (3) 米粉の情報発信や商品開発等を通じた需要創出とこれに対応した製造・販売規模の拡大等を通じたコスト低減により、更に需要を拡大する好循環を形成することが重要である。
- (4) また、飼料用米については、多収品種の導入等による生産性の向上等に取り組むことが必要である。

5 新用途米穀の供給

- (1) 新用途米穀の安定供給にあつては、多収品種の導入促進による単収の増加等が図られるよう取り組むことが重要である。
- (2) このうち、米粉用米については、輸入小麦等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。
- (3) その際、実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等について一層の推進を図ることが重要である。
- (4) また、パン用・麺用など商品に適した品種の導入促進も重要である。

第3 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

1 生産製造連携事業

(1) 目標及び内容

第2の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

(2) 実施期間

3年以上5年以内とする。

2 新品種育成事業

(1) 目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等開発する品種の目標を設定する。

(2) 実施期間

10年以内とする。

第4 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

1 米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

(1) 国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、消費者、実需者等に米粉の種類、米粉及びそれを利用した製品の特性・機能性、飼料用米を原材料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

(2) その際、米粉用米及び米粉パンなど米粉用米を利用した製品については、各種メディアを通じた情報発信、新たな商品開発、調理・喫食機会の提供、参考となる活用事例の紹介等によりその魅力、特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努める。

2 生産者と実需者とのマッチング

(1) 米穀の新用途への利用の促進には、安定した需要と供給の関係が構築されるよう生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

(2) その際、米粉用米については、用途の多様化に伴い、パン用・麺用などそれぞれの用途に適した品種ごとの需要への対応や広域でのマッチングも必要となっていることに留意する。

第5 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1 米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示

(1) 米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーを持つ患者のための代替品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令を遵守し、その原材料及びアレルギーの適切な表示を行う。

(2) 米粉については、特性や用途に応じた使用方法が消費者・米粉を利用する食品事業者に正確に伝わるよう、米粉製造事業者は、「1番：菓子・料理用」「2番：パン用」といった統一の表記を行い、商品の使用方法の適切な表示等に努める。また、消費者が用途に応じた商品の選択をよりしやすくなるような表示方法についても検討を進める。

2 飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

飼料用米を原材料とする飼料について、国及び地方公共団体は、畜種の特性に応じた効果的な給与技術の畜産農家等への普及に努める。これにより、肉質・食味等の畜産物の付加価値を向上し、畜産物や飼料用米の価値に見合った価格で

の販売につなげることが重要である。

3 新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

4 新用途米穀の適正な流通の確保

- (1) 生産者、製造事業者及び促進事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）等の法令を遵守するとともに、特に次に掲げる事項に留意する。

ア 新用途米穀を区分するための措置

新用途米穀が主食用として流通することのないよう、品種及び栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行うこと。

イ 帳簿等の備付け

新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付けること。

ウ 契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定すること。

- (2) 国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、法第16条の規定に基づく報告徴収、食糧法に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、法第5条第3項の規定に基づく認定の取消し等必要な措置を講ずる。

5 地域農業との調和

生産者は、新用途米穀の生産により大豆・麦の本格的生産に支障を来すこと等がないよう、水田収益力強化ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。